契約変更理由書

神戸市

工　事　名	六甲アイランド1号･7号上屋照明設備改修工事

契約変更後の工事概要

（設計変更）

1．7号上屋　既設安定器撤去箇所のボックスの仕様を変更する。
2．7号上屋　1階の照明器具取付け箇所に鋼材を追加する。
3．7号上屋　2階の一部照明器具の撤去･新設を取りやめる。
4．7号上屋　2階の高所作業車を移動足場に変更する。

（工期延長）

原設計：契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで。
変更後：契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで。

（設計変更）

1. 原設計では、既設安定器撤去後の配線接続位置にﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽを設置することとしていたが、ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ内にまとめて配線するよりも各所で接続するほうが将来配線の識別がしやすいことがわかったため、将来の維持管理を考慮して、ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽをとりやめ接続箇所ごとにｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽを設置するよう仕様を変更する。
2. 原設計では、照明器具を天井面に直付けすることとしていたが、現場詳細調査および照明器具選定の結果、天井面への直付けでは周辺の梁が支障となり床面に影が生じることがわかったため、器具を天井面より下方向に取り付けるため、天井面と器具の間に鋼材を追加する。
3. 7号上屋2階北東角部分には冷蔵庫室が設置されている。原設計では、冷蔵庫室上に脚立を立てて照明器具の取替作業ができると想定していたが、現場調査の結果、天井面はパネルがはめ込まれているだけで作業をするには十分な強度がないことが分かった。当該エリアは、上屋照明による照度の確保を必要としていないため、今後照明器具が故障しても支障がないことから既設のままとすることとなった。そのため、冷蔵庫室の上部にある照明器具4台の撤去、新設を取りやめる。
4. 7号上屋2階において、原設計では施設所有の荷物用昇降機で高所作業車を2階に搬入して作業を行う予定としていたが、荷物用昇降機の構造上搬入できないことがわかったため、ローリングタワーによる作業に変更する。

（工期延長）

上屋利用者との工程調整の結果、一度に大規模な作業エリアの確保が難しく、小規模な作業エリアを複数回に分けて順次確保していく必要が生じたため、作業日数が想定よりも長期に渡ることとなった。そのため、工期延長を行い、それに伴う経費の増額を行う。

（公表様式第6号）